

# 山梨県公報

第千五百八十四号

平成十七年

七月四日

月 曜 日

## 目 次

道路の区域変更……………四九九

道路の供用開始……………四九九

建築基準法に基づく道路位置指定……………四九九

一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………五〇〇

## 公 告

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………五〇〇

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………五〇〇

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………五〇一

指定知的障害者更生施設等の指定……………五〇二

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止……………五〇二

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止……………五〇二

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止……………五〇三

監査委員……………五〇三

外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………五〇三

正 誤……………五〇三

平成十七年三月二十八日付け号外第十四号中……………五〇三

平成十七年三月三十一日付け第千五百五十八号中……………五〇四

## 告 示

### 山梨県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月四日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町大字箕輪字宮の前三三八〇番の四地先から北杜市高根町大字箕輪字宮の前三三四〇番の六地先まで	一六・〇〇 二六・〇〇	一六・〇〇 二六・〇〇	一六・〇〇 二六・〇〇	一三三・一〇

### 山梨県告示第三百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	三三〇号	南巨摩郡身延町大字北川字東畑ケ二〇六〇番の一地先から南巨摩郡身延町大字北川字東畑ケ二〇三七番の一地先まで	九五・五	平成十七年七月四日

### 山梨県告示第三百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年七月四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置  
 韮崎市旭町上條南割字大御勅使二九六番九及び二九七番一
- 二 道路の幅員  
 六・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
 五七・二三メートル

**山梨県告示第三百七十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年七月四日

- 一 認定番号  
 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 認定対象区域  
 甲斐市竜王新町字五反田一―三二番一及び一―三三番
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所  
 山梨県土木部建築指導課

**公 告**

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十七年七月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	韮崎市富士見三丁目一―番九号 清水貸事務所	身体障害者居宅介護
株式会社やさしい	甲府市丸の内一丁目	甲府市青沼一丁目一	身体障害者居宅介護

手甲府	二一番七号 武藤七 ル六階	二番二七号	護
社会福祉法人山梨市社会福祉協議会	山梨市小原西八四三番地四	山梨市小原西六四九番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人青い樹の会	南アルプス市寺部一 九九番地	南アルプス市寺部一 九九番地	身体障害者居宅介護
有限会社ケアサー ビス青空	甲府市武田二丁目一 二番一四号	甲府市武田二丁目一 二番一四号	身体障害者居宅介護
社会福祉法人ひと ふさの葡萄	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	身体障害者居宅介護
社会福祉法人八ヶ 岳名水会	北杜市長坂町小荒間 一〇九五番地七	北杜市長坂町長坂下 条一三六八番地一	身体障害者デイサービス
社会福祉法人ひと ふさの葡萄	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	身体障害者デイサービス

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十七年七月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	韮崎市富士見三丁目一―番九号 清水貸事務所	知的障害者居宅介護
株式会社やさしい 手甲府	甲府市丸の内一丁目 二一番七号 武藤七 ル六階	甲府市青沼一丁目一 二番二七号	知的障害者居宅介護
社会福祉法人山梨市社会福祉協議会	山梨市小原西八四三番地四	山梨市小原西六四九番地一	知的障害者居宅介護

社会福祉法人青い樹の会	南アルプス市寺部一 九九番地	南アルプス市寺部一 九九番地	知的障害者居宅介護
有限会社ケアサー ビス青空	甲府市武田二丁目一 二番一四号	甲府市武田二丁目一 二番一四号	知的障害者居宅介護
社会福祉法人ひと ふさの葡萄	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	知的障害者居宅介護
株式会社やさしい 手甲府	甲府市丸の内一丁目 二番七号 武藤ビ ル六階	甲府市国母一丁目五 番二〇号	知的障害者居宅介護
株式会社やさしい 手甲府	甲府市丸の内一丁目 二番七号 武藤ビ ル六階	笛吹市一宮町末木八 五六番地	知的障害者居宅介護
株式会社やさしい 手甲府	甲府市丸の内一丁目 二番七号 武藤ビ ル六階	南アルプス市百々三 〇一一番地六	知的障害者居宅介護
社会福祉法人美咲 会	笛吹市八代町北七六 〇番地	笛吹市八代町北二三 六番地	知的障害者短期入所
社会福祉法人八ヶ 岳名水会	北杜市長坂町小荒間 一〇九五番地七	北杜市長坂町長坂下 条一三六八番地一	知的障害者短期入所
社会福祉法人ひと ふさの葡萄	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	知的障害者短期入所
社会福祉法人山の 都福祉会	東山梨郡勝沼町山一 四〇五番地一	東山梨郡勝沼町山一 四〇九番地五	知的障害者地域生活援助
社会福祉法人八ヶ 岳名水会	北杜市長坂町小荒間 一〇九五番地七	北巨摩郡小淵沢町上 笹尾篠原三三三三番 地五八一	知的障害者地域生活援助

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、

次の者を指定居宅支援事業者として指定した。  
平成十七年七月四日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目一〇番一号	韮崎市富士見三丁目 一一番九号 清水貸 事務所	児童居宅介護
株式会社やさしい 手甲府	甲府市丸の内一丁目 二番七号 武藤ビ ル六階	甲府市青沼一丁目一 二番二七号	児童居宅介護
社会福祉法人山梨 市社会福祉協議会	山梨市小原西八四三 番地四	山梨市小原西六四九 番地一	児童居宅介護
社会福祉法人青い 樹の会	南アルプス市寺部一 九九番地	南アルプス市寺部一 九九番地	児童居宅介護
有限会社ケアサー ビス青空	甲府市武田二丁目一 二番一四号	甲府市武田二丁目一 二番一四号	児童居宅介護
社会福祉法人ひと ふさの葡萄	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	中巨摩郡田富町山ノ 神一五二二番地八三	児童居宅介護
株式会社やさしい 手甲府	甲府市丸の内一丁目 二番七号 武藤ビ ル六階	甲府市国母一丁目五 番二〇号	児童居宅介護
株式会社やさしい 手甲府	甲府市丸の内一丁目 二番七号 武藤ビ ル六階	東山梨郡勝沼町山一 一一〇番地一	児童居宅介護
株式会社やさしい 手甲府	甲府市丸の内一丁目 二番七号 武藤ビ ル六階	笛吹市一宮町末木八 五六番地	児童居宅介護
株式会社やさしい 手甲府	甲府市丸の内一丁目 二番七号 武藤ビ ル六階	南アルプス市百々三 〇一一番地六	児童居宅介護

特定非営利活動法人昭和・田富・玉穂地域生活支援システム研究会パンジー	中巨摩郡昭和町上河東六九九番地七	中巨摩郡昭和町上河東五四三番地五〇	橋田住宅	児童デイサービス
社会福祉法人ひとふさの葡萄	中巨摩郡田富町山ノ神一五二二番地八三	中巨摩郡田富町山ノ神一五二二番地八三		児童デイサービス
特定非営利活動法人虹の谷	甲府市上今井町二六〇番地六 五幸ビル四階	甲府市上今井町二六〇番地六 五幸ビル四階		児童デイサービス
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	北杜市長坂町長坂下一条一三六八番地一		児童短期入所

● 指定知的障害者更生施設等の指定  
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次の施設を指定知的障害者更生施設等として指定した。

平成十七年七月四日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	サービスの種類
春の陽	北杜市長坂町長坂下条一三六八番地一	知的障害者通所授産施設
通所美咲	笛吹市八代町北二三六番地	知的障害者通所授産施設
ほつとらんにくぐ	中巨摩郡田富町山ノ神一五二二番地八三	知的障害者通所授産施設

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。

平成十七年七月四日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人山梨市社会福祉協議会	山梨市小原西八四三番地四	山梨市小原西六四九番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市寺部六五九番地	南アルプス市野牛島二七二七番地	身体障害者居宅介護
社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市寺部六五九番地	南アルプス市飯野二八二二番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市寺部六五九番地	南アルプス市鏡中條一六四二番地二	身体障害者居宅介護
社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市寺部六五九番地	南アルプス市小笠原四七一一番地八	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止  
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。

平成十七年七月四日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人山梨市社会福祉協議会	山梨市小原西八四三番地四	山梨市小原西六四九番地一	知的障害者居宅介護
社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市寺部六五九番地	南アルプス市野牛島二七二七番地	知的障害者居宅介護
社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市寺部六五九番地	南アルプス市飯野二八二二番地一	知的障害者居宅介護

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市寺部六五九番地	南アルプス市鏡中條一六四二番地一	知的障害者居宅介護
社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市寺部六五九番地	南アルプス市小笠原四七一番地八	知的障害者居宅介護

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。  
 平成十七年七月四日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人山梨市社会福祉協議会	山梨市小原西八四三番地四	山梨市小原西六四九番地一	児童居宅介護
社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市寺部六五九番地	南アルプス市飯野二八一二番地一	児童居宅介護

### 監査委員

#### 山梨県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、外部監査人平嶋育造の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。  
 平成十七年七月四日

山梨県監査委員	長沼公彦
同	早川正秋
同	横内公明
同	皆川公巖

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
小杉重雄	東京都東村山市萩山町五六一九二〇五	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日
小俣光文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五二一	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日
田中佑幸	山梨県甲府市大手三四二〇A棟	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日
野中孝憲	東京都大田区西蒲田六一七一九クレセジュール三〇一	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日
梶原稔	山梨県南都留郡富士河口湖町大石二九五三	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日
小林春男	山梨県甲斐市篠原一八五五一八	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日
塚田祥	山梨県笛吹市春日居町別田二	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日
中嶋正	埼玉県さいたま市緑区東浦和一五三	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日
須藤正浩	栃木県下都賀郡大平町大字新一三八九九	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日
佐々木威夫	山梨県大月市梁川町新倉八九	平成十七年六月十三日～平成十八年二月二十日

### 正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年三月二十八日山梨県規則第二十七号（山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則）

三五 上 九

登記簿謄本(抄本)の写し  
商業登記簿謄本

平成十七年三月三十一日山梨県人事委員会規則第二十二号(寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則)

二四二 下 終わりから一一行目から一〇行目の間に次のように加える。

別表第三を削る。